

お悩みQ & A

時間外協定書
どういう時にいつ出すの？

Vol. 23

2020年12月31日号



ひゃー！年末年始忙しくて、毎日残業になっちゃったよー・・・
そういえば、前に先輩も残業続きだった時、何か出していたんだけど、あれって何だったんだろう...



入社3年目しんや君
ゲーミングチェアが
お気に入り



はい、それはきっと『時間外協定書』ですね！
時間外勤務をたくさんすると、提出が必要になるんですよ。
この後、詳しく解説しますね！



働き方のまさひろ君
999.9のメガネが
お気に入り

～『時間外協定書』は、下記の場合に提出が必要です～

- ①月25時間/年180時間を超える時間外勤務をする（した）場合
- ②朝8時以前・夜10時以降に勤務する（した）場合

<締結の期限>

- ・事前協定...前月25日までに協定
- ・事後協定...翌月15日までに協定

※詳細は、労働協約「時間外・休日勤務に関する規程」をご確認ください。



なるほどー、事前に出すというルールもあるんですね。
確かに、時間管理って計画的にやらないと難しいです
もんね・・・

しんやくん、そうなんですよ！

予め計画的に業務を組み立てることはとても大事なことですし、重要なポイントですね。
そのうえで「時間外協定書」については...

- ①事前に時間外勤務を計画する場合...事前協定
- ②所定以上の時間外勤務をおこなった場合...事後協定（事前協定を提出していてもいなくても）を提出してくださいね！

なお、協定書のフォーマットについては、三越伊勢丹グループポータル内の「三越伊勢丹申請書&書類原紙集」 → [001] 人事関連 → [004] 3-1 時間外・休日勤務および11時間休息に関する協定を結ぶ時 に添付されているので、ダウンロードしてください。

